

■仕事と子育て両立環境促進事業

出産後も離職することなく仕事と育児を両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを促進するため、事業者に奨励金を支給します。

子育てしやすい職場づくりを促進する奨励金を新たに創設しました！



○子育てしやすい職場づくり奨励金

対象事業者

- 県内に本社又は主たる事業所がある中小・小規模事業者等

支給要件

- 労働者数50人未満の県内事業所
 - 次のいずれかの制度を令和2年4月1日以降に導入し、子育てをしている（小学6年以下の子どもがいる）労働者の利用実績があること
 - ア 時間単位の有給休暇制度
 - イ 短時間勤務制度（育児・休業法の対象とならない3歳以上小学6年以下を対象とするもの）
- 【代替制度：フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】

奨励金支給額

- 10万円／1制度導入
- ※1事業所につき支給要件のア、イそれぞれ1回限り

出産後の職場復帰奨励金の制度が変わりました！

○育児休業等取得・職場復帰奨励金

対象事業者

- ・ 県内に本社又は主たる事業所がある中小・小規模事業者等

支給要件

- ・ 労働者数50人未満の県内事業所
- ・ 育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・ 労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・ 労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後とも取り組むこと

奨励金支給額

- ・ 労働者数30人未満の事業所 20万円／人（新規支給事業所の1人目のみ）
- ・ 労働者数30～50人未満の事業所 10万円／人（上記以外）

【経過措置】 令和2年3月31日までに産休を取得開始した場合

- | | |
|--------------------------|--------|
| ① 育児休業を17ヶ月以上取得した場合 | 40万円／人 |
| ② 育児休業を3ヶ月以上17ヶ月未満取得した場合 | 20万円／人 |
| ③ 育児休業を3ヶ月未満取得又は産休のみの場合 | 10万円／人 |

【お問い合わせ先】

松江商工会議所 ☎0852-25-2556

島根県商工会連合会（本所） ☎0852-21-0651 （石見事務所） ☎0855-22-3590

<事業に関すること> 島根県政策企画局女性活躍推進課 ☎0852-22-5245